## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	[1/2]
令和 年 月 日 (フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合のみ公表されます) 本 店 又は 主たる事務所 の 所 在 地 (電話番号 090	- 4103 - 3931 )
(フリガナ)       (〒 744 - 0029 )       下松市楠木町1-12-12	- 4103 - 3931 ) - 4103 - 3931 )
(フリガナ) フジイ サクミ ◎ 氏名又は名称 藤井 砂久水	4103 3931 )
者 (フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名 - 徳山	
法 人 番 号	
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第 より令和5年9月30日以前に提出するものです。	により申請します。
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)ました場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。	でにこの申請書を提出
事 業 者 区 分 図 課税事業者 □ 免税事業 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当事業者の確認」欄も記載してください。また、免税事業者に該当事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認くださ	<b>巻者</b> する場合には、次葉「免税
令和5年3月31日 (特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日) までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情	
税理士法人 長谷川会計         税 理 士 署 名       税理士         (電話番号 082)	- <b>272</b> - <b>5868</b> )
※     整理     部門     申請年月日     年月日     通信日       務     審号     申請年月日     年月日	付     印       月     日       認
Tangle   Tangle	知カード・運転免許証         

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	5又1	は名雨	迩	藤井	砂:	久水					
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。																						
免税		(平	成28	年沒	と律	第1	5号	) 陈	則第	育44∮	条第4	4項の	り規定	を受け 定の 適用 を	鱼用	を受	けょ	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		個	——— 人		番		号					1 .											_
事					H		7																
業		事業		年 月 ) 又							_					法人のみ	事	業	年 度	1 至		  	H ————————————————————————————————————
者		内		月日							年	J	<b></b>	日		記載	 資	 本	金				円
l o		容等	事	業	—— 大	1	 容													<u> </u>			
確	Total																						
															,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
認															和	年	Ē	月		日			
登	Ī	课税	事業者	すです	ナ。																		
録	│														え								
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。																						
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) □ はい □ いいえ														·え								
確	VIVE VONDING OF A CALCAGO																						
認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。														え								
参																							
考																							
事																							
7																							
項																							